三　前号の規定による措置を講じても含有率が低下しない場合には、同号の措置と併せて次に掲げる措置を講じること。

イ　イナート・ガスが供給されている全ての貨物タンクに係る作業の中止

ロ　イナート・ガス供給管の制御弁が取り付けられている場合は、当該弁の閉鎖

ハ　含有率が体積で五パーセントを超えているイナート・ガスの排気

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第十一号中「大埼灯台」を「大埼鼻灯台」に改める。

別表第一中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	13,200円

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	13,200円
防煙ダンパー	1個につき	12,600円

に、

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,700円

を

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,700円
水噴霧ランス	1個につき	9,500円
移動式放水モニター	1個につき	8,300円

に

改める。

別表第一の二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	13,200円

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	13,200円
防煙ダンパー	1個につき	12,600円

に、

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,650円

を

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,650円
水噴霧ランス	1個につき	9,500円
移動式放水モニター	1個につき	8,300円

に

改める。

別表第二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円
防煙ダンパー	1個につき	11,800円

に、

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,350円

を

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,350円
水噴霧ランス	1個につき	8,900円
移動式放水モニター	1個につき	7,800円

に

改める。

別表第二の二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	12,000円
防煙ダンパー	1個につき	11,700円

に、

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,300円

を

スプリンクラ・ヘッド、ノズル、水噴霧放射器、国際陸上施設連結具その他管海官庁が指定する消防設備用器具	1個につき	2,300円
水噴霧ランス	1個につき	8,900円
移動式放水モニター	1個につき	7,700円

に

改める。